

死者の扱いと墓地

—「オランダ蘭印軍 連合軍捕虜銘々票 死亡者 翻訳データベース化プロジェクト」
から見えてきたこと—

佐久間 美羊

The Disposition of the Deceased POWs Uncovered through Japanese Internment Cards KNIL

Miyo SAKUMA

Abstract

This paper analyses 1,507 Japanese internment cards for the Koninklijk Nederlands Indisch Leger (KNIL) during the Second World War, which were translated from Japanese to English by the POW Research Network, Japan, and were made available in a database at the National Archives of the Netherlands.

The cards reveal a lot of information about the deceased, including when, where and how they died. However, they were originally written in Japanese so the bereaved families found it difficult to understand the information. The database enabled anyone to access the cards both in Japanese and English. By using the database, this paper analyses how and where the dead were treated and managed. The information extracted from the cards shows that, in general, the dead were buried if they were located in camps outside Japan, and were cremated if they died in camps in Japan. If they died on board a ship they were given a burial at sea. The analysis also discloses lists of burial places and when, where and how the remains of the dead were returned to the Allied forces.

This analysis provides an example of how quantitative research can be conducted by using the database.

Key-words : POW, Japanese Internment Cards, KNIL, Disposition

1. はじめに

POW研究会¹は、オランダ国立公文書館の委託を受け、第二次世界大戦中に日本軍が作成したオランダ蘭印軍捕虜死亡者約7,200人の銘々票の英訳業務に2010年3月より取り組んだ（「オランダ蘭印軍 連合軍捕虜銘々票 死亡者 翻訳データベース化プロジェクト」²）。本プロジェクト終了を受け、2011年2月26日に大阪経済法科大学にて国際シンポジウム「銘々票から見たオランダ兵捕虜の実態と日本軍の捕虜政策」が開催された。プロジェクトの一員であった筆者は、本シンポジウムにおいて「死者の扱いと墓地」というタイトルで口頭発表を行った。本稿は、

本発表を大幅に加筆したものである。

2. 銘々票について、及び、分析対象

銘々票とは、日本軍によって作成された捕虜の個人カードである。内海愛子によれば、「陸軍大臣が設置した捕虜収容所に捕虜を移すと、所長は決められた様式で、捕虜の姓名、国籍、所属部隊、階級身分および健康状態を記載して、俘虜情報局に通報しなければならない。通報後、俘虜情報局から『俘虜銘々票用紙』が送られてくる。B5サイズ用の紙に、捕虜の氏名、生年月日、国籍、階級身分、所属部隊、捕獲場所、捕獲年月日、父母の名

前、本籍地、職業などを調査し、一部を収容所に保管し、一部を俘虜情報局へ送付する。この銘々票が管理の基本台帳として捕虜とともに移動する」(内海 2005:191)。そして、捕虜が収容所を移動するたびに、いつどの収容所に移送されたのか、また、いつどのような病気になったのか、死亡した場合は死因や埋葬方法、埋葬場所などの情報が補修欄に書き加えられていった。

ハーグ陸戦条約では、平和条約後に捕虜の銘々票を交戦国に引き渡すことが規定されており、1954年から2年間にわたって、銘々票が関係各国へ引き渡された³⁾。オランダの場合は約 47,000 枚が東京のオランダ大使館に引き渡され、その後オランダ国立公文書館に所蔵された。

本プロジェクトでは、このオランダ国立公文書館に所蔵されていた蘭印軍兵士捕虜約 47,000 枚のうち、死亡者である約 7,200 枚の英訳作業を行いデータベース化した。平野宗明によると、「旧日本軍が海外に遺した資料は、多くの場合は現地の所蔵機関において日本語を処理することができず、未整理のまま放置されており、今回のプロジェクトを経て、銘々票が日英2か国語表記で正確にテキスト化され、かつ誰でも閲覧できるデータベースとして公開されたことは、「極めて珍しい」ことである(平野 2012: 65)。このように、本データベースの意義としては、捕虜の遺族にとって、自分の縁者の最期についての貴重な情報を英語で入手できる、といった他に、研究者にとっては、データベースを使って量的に捕虜の状況を把握することが可能になったことが挙げられる。

本稿では、データベース上の約 7,200 枚の中から、1,507 枚をアトランダムで抽出し、分析対象とした。次節では、日本軍が定めた死亡捕虜の取り扱いについて概観を示したうえで、第4節では銘々票を通して埋葬方法について分析する。その後、第5節では埋葬場所(墓地)及びその後の遺骨の引き渡しについて分析する。総じて、データベースを使用した新たな研究の在り方を提示したい。

3. 死亡捕虜の取扱に関して

捕虜が死亡した際の取り扱いについて日本軍はどのような取り決めをしていたのであろうか。1943年4月21日に公布された陸達29『俘虜取扱細則』の第37条は以下の

ように定めている。

『俘虜取扱細則』(昭18.4.21陸達29)第37条 陸軍通達
 俘虜死亡したときは其の階級身分に応じ相当の儀式を行うものとす
 屍体は土葬するを本則とし適宜の場所に埋葬するものとす但し俘虜の遺言、宗教、同僚の希望等を顧慮し火葬することを得
 前項但書の規定に依り屍体を火葬したときは其の遺骨は適宜の場所に埋葬又は保管するものとす

1941年12月に開戦し、東南アジアや太平洋の占領地域で多くの連合軍兵士が捕虜となったものの、1943年4月まで死者に対する取り決めがされていなかったことがわかる。ここでは「屍体は土葬するを本則」としており、「火葬することを得」としている。

また、1943年6月15日には『俘虜取扱細則』を補足する形で、俘虜管理部長より各収容所長宛に『死亡俘虜の遺骨処理に関する件』(俘管20の39)として通牒が送られた。

『死亡俘虜の遺骨処理に関する件』(昭18.6.15俘管20の39)
 首題の件俘虜収容所に於て疑義を生じある向も有之哉に見受けらるるも概ね左記により処理相成度

記

- 1 俘虜取扱細則(陸達第29号)第37条第3項中火葬したる俘虜の遺骨処理を埋葬又は保管の兩途に定められたるは一に収容所の事情に基き任意に採量し得る余地残されたるものなり
- 2 保管を依頼すべき適当なる寺院教会等無く之を収容所内に保管するの已むを得ざる場合等に於て適宜埋葬るものと解するを適当とす
- 3 遺骨埋葬に方りては骨片の煙滅せざる処置に留意せられ度
- 4 遺骨の容器の寸法、形状は概ね日本軍人に定められたるものに準じ品質等は夫れより或る程度低下するを以て可なりと思料しあり

ここでは、「俘虜の遺骨処理を埋葬又は保管の兩途に定められたるは一に収容所の事情に基き任意に採量し得る余地残されたるものなり」とし、また「適宜埋葬るものと解するを適当とす」といったことから、収容所の裁

量に任せられていく様子を読み取れる。実際、戦後に調査を行った米軍は、「生き残った捕虜が解放された時、日本軍は捕虜たちを国籍で分けることをしておらず、死者の遺骸の扱いについても手続きが決められていなかった。各収容所の方針は収容所長の意向によった。」(Steele 1957: 461) と報告している。

では、実際の埋葬方法はどうかであったのか、次節で銘々票を使った分析を行っていく。

4. 埋葬方法と死者数

埋葬方法別死者数をマイクロソフト・エクセルを使って分析した結果は【表1】の通りである。

【表1 埋葬方法別死者数 (1,507人中)】

	埋葬方法	死者数	備考
1)	土葬	756人	主として日本国外の収容所
2)	火葬	208人	主として日本国内の収容所
3)	水葬	13人	船舶輸送中での病死
4)	埋葬方法未記入	530人	
	計	1,507人	

1) 土葬

土葬された死者数は756人で、最大であった。(他に、土葬と水葬併記が1人いたが、大安丸の船中で亡くなっていることから水葬と判断し、水葬に含めた。) これらの死者は2人の例外を除いて全て日本国外の収容所での死亡者であった。

1) -①函館俘虜収容所第1分所 (室蘭)

例外として函館俘虜収容所第1分所 (室蘭) で死亡した2人が、日本国内にも拘わらず土葬されていた。函館俘虜収容所第1分所は1942年12月6日に室蘭市知利別町の栗林商会独身寮に仮開設され、12月26日に正式に開設された。死亡した2人を含むオランダ兵捕虜300人は収容所が仮開設される前の12月1日に既に到着していたが、捕虜たちの到着時には函館本所長さえ着任していなかった。2人は到着後すぐの1942年12月4日及び12月5日に亡くなっている。母数を増やすために、1945年6月7日に収容所が移転するまでに死亡したオランダ兵捕虜計40人全員の埋葬方法を銘々票データベースで調べたと

ころ、1942年12月4日、5日、8日、12日に亡くなった4人は土葬、12月31日以降に亡くなった者は火葬であることがわかった。白戸仁康によれば、12月20日に初代本所長が補職され、22日に札幌市郊外の北部軍司令部において収容所の運営管理に関する協議が俘虜情報局長官、北部軍司令官と初めて行われたという (白戸 2008:35)。以降の死者は火葬になっていることから、同協議で捕虜の埋葬方法が確認された可能性が高い。

2) 火葬

火葬された死者数は208人であり、うち蘭貢 (ラングーン、現ヤンゴン) 35人、キンサイヨーク1人、チャンギ1人、残りは日本国内の収容所であった。

2) -①ラングーン

ラングーンでは1942年11月14日から1943年6月10日の間に43人の死者が出ており、「蘭貢第106兵站病院」で9人、「蘭貢野戦俘虜収容所」で14人、「蘭貢俘虜収容所」で20人であった。うち、火葬35人、土葬3人 (「蘭貢第106兵站病院」にて)、土葬と火葬併記3人 (「蘭貢俘虜収容所」にて。土葬でカウント)、不明2人 (「蘭貢第106兵站病院」にて) である。埋葬法別による病名、死亡日、死亡場所、階級に関連性は見られなかった。

「[ビルマ] 方面俘虜関係調査報告」によれば、「蘭貢野戦俘虜収容所/蘭貢俘虜収容所」は1942年3月、日本軍によるラングーン占領直後にラングーン刑務所跡に開設され、ビルマ全域における捕虜を収容した。その後、1942年10月初旬頃から、泰緬鉄道建設のためオランダ兵捕虜1,200人がジャカルタからシンガポール経由でラングーンに輸送される。彼らは「シンガポール出港後連合軍の潜水艇の追撃を受け」、既に食糧は欠乏し、ラングーン入港前に赤痢の疑いがあった。そして、患者数約800人、うち約100人を日本軍病院⁹⁾に入院させたとしており、死者は約300人であった。当報告には埋葬方法や埋葬場所に関する記述はない。「シンガポール出港後連合軍の潜水艇の追撃を受け」たという記述は、シンユウ丸がオランダの潜水艦O-23の攻撃を受けたことを指していると思われる。シンユウ丸は沈没こそ逃れたものの、乗

船していたオーストラリアやオランダの捕虜たちは全員投げ出され、救助されたのちラングーンへ辿り着いている (Michno 2001:67&124)。なお、シンユウ丸と船団を組んでいたと見られるタコマ丸はシンユウ丸への攻撃を受け、ペナンのジョージタウンに9日間避難ののち、11月7日にラングーンに到着している。タコマ丸に乗船していたオランダ兵捕虜 Jan C Benschopは、1,600人の捕虜が蘭貢俘虜収容所連れてこられ、約240人が死んだと記している (Benschop)。また、オーストラリア兵捕虜のRohan Rivettは、蘭貢俘虜収容所での様子を「日本軍は死に行く捕虜に対して何一つ施すことはなく、他の捕虜たちに遺体を埋葬する道具を与えた。日本軍は、遺体が地下に急いで埋葬されなかったがために自分たちが病気になることを極めて恐れていた。」(Rivett 2005:143-144) と記している。このことから、日本軍が遺体からの赤痢等の感染を恐れて火葬とした可能性がある。

2) -②コレラ

キンサイヨークで火葬された1人の死因はコレラである。キンサイヨークでの他の死因による死者は全て土葬である。1,507件中 (キンサイヨーク以外含む) コレラで死亡したのはこの1人のみである。コレラという死因がゆえに火葬になったのであろうか。母数を増やすためにデータベース全体で検索してみると、コレラの死亡者は10人であった。場所はキンサイヨーク5人、マツナー2人、ウボン1人、クリアクライ1人、ワンヤイ1人 (すべてタイ国) である。うち、火葬5人、土葬4人、火葬土葬併記1人であった。これらのことから、必ずしもコレラという死因が故に火葬が弔われたとは言えない。鉄道技師の軍属として鉄道第九連隊第1大隊に配属され、泰緬鉄道建設に従事していた二松慶彦は、コレラの蔓延は「厳禁されている生水の飲用、コレラ患者の屍体の焼却処理の未完と薬品の不足等が重なって生じた事態」(二松 1998:89) としている (下線は筆者による)。このことから、コレラ患者の火葬が望まれたが、必ずしも完遂されたわけではなかったことが窺え、データベースの結果を裏付ける記述といえる。

なお、シンポジウムの際、コレラの死亡者数が少なす

ぎるとの意見があがった。1943年は隔年に発生するコレラの発生年に当たり、コレラは泰緬鉄道建設に従事していた捕虜やアジア人労働者の間に広がった。「泰、緬甸連接鉄道建設ニ伴フ俘虜使用状況調査」によれば、患者6,000人のうち4,000人が死亡し、うち、捕虜は罹患者が1,011人、死亡者は565人であった。ヒントクで作業に従事していたオーストラリア兵捕虜トム・ユーレンは「毎朝、作業に出かけて行く時、彼らの上をまたいで通らなければならなかった。死体のごろごろしていた。ほんとうに心の底からゆさぶられる経験で、いつまでもつきまとして、とても忘れることはできない。コレラは今まで出会ったなかでたぶんいちばん恐ろしいものだと思う」(内海 1994: 212) と証言している。泰緬鉄道では連合軍捕虜としてイギリス兵、オーストラリア兵、オランダ兵、アメリカ兵などが使役されていた。鉄道の地点ごとにコレラの発生状況は異なり、それぞれの地点でどの部隊が駐留していたかが異なるため、国籍別の割合で判断することはできないが、コレラ死亡者565人中、オランダ兵が10人だけであったと考えるのはやはり過小と言えるであろう。コレラ発生を隠蔽するために、銘々票に虚偽の死因を記入したのであろうか。

3) 水葬

水葬された死者は13人であり、船舶輸送中に、なんらかの病気等により船内で亡くなったケースである。これとは別に、船内ではあるものの、東福丸船内で亡くなった1人は火葬、ハワイ丸船内で亡くなった1人は埋葬法未記入と記述されていた。彼らは門司港到着前後に亡くなり、火葬されたものとみられる。2人の銘々票時点の遺骨所在地は門司市大雄寺墓地であるが、戦後横浜市にある英連邦戦死者墓地内の納骨堂に納められた。この納骨堂には南方から捕虜輸送船で門司港に到着した前後に死亡した335人分の識別不能の遺骨が合葬されている^{vi)}。

捕虜たちは輸送船を「地獄船」と呼んでおり、船内の状況は極めて劣悪であった。水葬のありようはどうであったのだろうか。1942年10月に大日丸でシンガポールから門司へ移送されたイギリス兵捕虜ジョン・フレッチャー・クックは、航海の当初、正装した日本軍高級

将校の立ち合いのもと、ユニオン・ジャックで包まれた捕虜の遺骸が敬礼とラッパと共に手厚く水葬されたが、徐々にそれらは省略されていったと記述している（クック 1971:78）。また、1944年9月に羅津丸でシンガポールから門司へ移送されたオーストラリア兵捕虜ジャック・ブーンは、「米袋に包まれて艦上の上官の短い式ののち水葬された。」（ブーン 2004）と証言している。

4) 埋葬方法未記入

その他、530人に関しては埋葬方法が未記入であった。うち船舶輸送中雷撃を受け行方不明、もしくは船舶遭難による行方不明で埋葬できなかったがために未記入の者が372人、残りは日本国内もしくは国外の収容所で亡くなり埋葬方法未記入の者であった。

5. 墓地リストと死者数

本節では埋葬場所（墓地）及びその後の遺骨の引き渡しについて分析する。

埋葬場所別死者数をマイクロソフト・エクセルを使って分析した結果は【表2】の通りである。

【表2 埋葬場所別死者数（1,507人中）】

	場所	死者数	備考
1)	日本国外の収容所 (埋葬地記入あり)	820人	【リスト1】参照
2)	日本国外の収容所 (埋葬地未記入)	115人	
3)	日本国内の収容所 (埋葬地記入あり)	187人	【リスト2】参照
4)	船舶輸送中	385人	
	計	1,507人	

1) 日本国外の収容所（埋葬地記入あり）

日本国外の収容所で埋葬地の記入があった者は820人であり、【リスト1】の通りである。共同墓地、白人墓地、欧州人墓地、蘭人墓地、新キリスト教墓地などさまざまであった。

このうち泰緬鉄道に関しては、戦後、連合軍により捕虜墓地調査隊が組織され、1945年9月22日から10月10日の約3週間にかけて、タイとビルマに亘る415キロの墓地捜索が行われた。メンバーは墓地委員会代表の3人（豪・英）と元捕虜13人（豪・英・蘭）から成り、通

訳としてカンチャナブリ憲兵分隊に勤務していた元陸軍通訳永瀬隆が同行した。一行は、泰緬鉄道沿線に散らばる連合軍捕虜墓地の捜索を行い、発見した墓地は日本兵を使役して整備されていった。【リスト1】ではタイ・ビルマ関連で48か所の埋葬場所が記載されているが、永瀬によると、この捜索で墓地220余箇所、捕虜の遺体1万2千余りが確認されたという（ロマックス 1997:122）。永瀬は、捜索の様子を以下のように述べている。

「兵隊を埋めて盛り土しているのが2年も3年もたつとへこんでいる。木の葉や草で埋もれている。そして頭のところには腐った十字架の草か木か分からんようなのが転がってる。（中略）捕虜の死体はアンダーシックスフィートゆうて、大体2メートル下に埋める。そこに捕虜が寝てました。胸のところに石油の一斗缶が乗っている。その一斗缶を引っ張り出して割ると、中にコールトールが塗ってあった。その臭いがするなかにホワイト大尉が手を突っ込んで取り出したのは「ネイビーカット」といういいタバコの50本入りの缶です。その中にメモがあって、この捕虜の給与通帳や、なぜ死んだかということがこと細かに書いてある。そのときの日本軍の隊長、それからいろんな関係者の名前が書いてある。」（永瀬 2006:7-8）

泰緬鉄道捕虜墓地調査隊の任務は、日本軍戦争犯罪者の摘発証拠の収集も兼ねており、上記の件は東京裁判の証拠書類にもなったという。こうして発掘された捕虜達の遺体は、タンビザヤからニーケまでに埋葬されていた遺体はタンビザヤ戦没者墓地に、ニーケからノンプラドクはカンチャナブリ墓地にその後再埋葬された。

2) 日本国外の収容所（埋葬地未記入）

日本国外の収容所で埋葬地に関して未記入だった者は115人であった。

3) 日本国内の収容所（埋葬地記入あり）

日本国内の収容所で死亡した者は187人であり、うち

目覚町外人墓地の17人以外は戦後遺骨の引き渡しが行われている（【リスト2】参照）。

遺骨の引き渡しに関してまず注目したいのは、各収容所に収容されていた捕虜（恐らく先任将校）に引き渡したケース（A）と、駐留軍に引き渡したケース（B）が見られる点である。収容捕虜に引き渡したケースは福岡俘虜収容所で多く見られる。さらに、駐留軍に引き渡したケースでは捕虜の引き渡しと同時に遺骨も引き渡されたケース（B-1）と、捕虜とは別に「米第8軍給与部」「米第11遺骨処理係」「米108部隊墓地登記所」に引き渡されたケース（B-2）がある。

3) -①「米第8軍給与部108墓地登記部隊」

(108th Quartermaster Graves Registration Platoon under the Eighth Army)

ここで記載されている「米第8軍給与部」「米108部隊墓地登記所」とはどのような組織なのであろうか。例えばLt. Bryan Jamesは、「昭和20年9月9日 神奈川県横浜市」に「米第11遺骨処理係」として、また、「昭和20年9月10日 東京収容所本所」に「米第8軍給与部」として登場している。

米国陸軍省給与担当将軍室の報告書である"Final Disposition of World War 2 Dead 1945-1951"によると、米国陸軍の太平洋方面の部隊を統括する米国太平洋陸軍総司令部（GHQ/AFPAC）は、日本の降伏から17日後の1945年9月1日、AFMIDPAC（U.S. Army Forces Middle Pacific 米国中部太平洋陸軍）とAFWESPAC（U.S. Army Forces Western Pacific 米国西部太平洋陸軍）の総司令部にそれぞれの任務地において、墓地登記所の設立と運営の責任をとるよう託した。

一方、1945年9月8日、戦死者の最終処理計画が戦争長官によって承認される。そして給与担当将軍が米国墓地登記サービス長官となることが決定された。これは給与部史上前例のない指揮・統制責任の委任であった（Steere 1957: 55）。

その後10月8日に発令されたGHQ指令で、日本に進駐していた第6軍及び第8軍、朝鮮半島の第24軍団、AFMIDPACの司令部に対して、埋葬、再埋葬、墓地

の設立に関する全てのレポートと連合軍のレポートはAFWESPAC司令部給与部長官室の中央墓地登記記録で処理されるよう最終的に要求した（Steere 1957: 370）。

これらの過程で米進駐軍の一つである第8軍給与部に108墓地登記部隊が組織されたのである。

1945年10月26日には、戦争省の一般命令の草稿でAGRS-EMTA（American Graves Registration Service - the European and Mediterranean Theater Area 米国墓地登記サービス-ヨーロッパ・地中海戦域）とAGRS-PATA（American Graves Registration Service - the Pacific Theater Area 米国墓地登記サービス-太平洋戦域）の2つの広域指令部の設立が認可された^{iv}。のちにAGRS-PATA下に中央・南太平洋を担当するWESPACセクター、南西太平洋を担当するMIDPACセクター、日本と朝鮮半島を担当するJAP-KORセクターが編成され、JAP-KORセクターは米第8軍給与部の直属の組織となり、墓地登記活動を担った（Steere 1957: 372）。

JAP-KORの報告によると、日本国内の収容所の状況は3つのタイプに分かれた。

1. 将校の捕虜たちが火葬された遺骨を形見として受け取っており、死亡日も記録に残されている。収容所の解放時には陶器の箱や壺は国籍ごとに分けられており、墓地登記当局に引き渡された。
2. 遺骨は近くの墓地や寺に保管されていた。当局が解放された捕虜たちや日本の関係者に聞き取りをし、遺骨が回収された。
3. 日本人が土葬もしくは火葬し、捕虜による参列や記録は許可されなかった。捕虜を厳しく処罰し、故人を個人として、また、国籍ごとに扱わなかった。記録も処分されていた。（Steere 1957: 461）

他の太平洋諸地域での活動と異なり、日本と米国は敵国であったことから、地元民の協力を得ることができず活動は難航したという。しかし、一部の例外を除いてほぼ全員の遺骨が戦後早い段階で回収され、第8軍は1950年に日本での全ての搜索・回収任務を終了した。

3) -②目覚町外人墓地

目覚町外人墓地45人のうち、23人は1945年9月12日福

岡第14分所に於てDutch 1st Lt. Vink Jacobus Mへ、5人は1945年9月13日福岡第2分所に於てCapt. U.S.A. Farley John Wへ引き渡されているものの、17人に関しては引き渡し情報がない。

目覚町外人墓地とは長崎市坂本町・目覚町にある新坂本国際墓地及び坂本国際墓地のことである。福岡第14分所及び福岡第2分所で亡くなった捕虜たちが埋葬されていた。

福岡第14分所では113人（うち8人が原爆で死亡）の死者が出ている。収容所の炊事担当であった田島治太夫によると、遺体は国旗を被せた棺に入れられ、竹の久保市営火葬場で火葬された。遺骨は骨壺に入れて収容所に持ち帰り、倉庫の一角の「霊安室」に安置されたという（田島1980:125）。目覚町外人墓地への埋葬日は全て1945年4月30日であった（原爆で亡くなった者を除く）。「霊安室」が手狭になり目覚町外人墓地に埋葬されたのだろうか。なお、原爆を受けて別の収容所に移動する際、生き延びた捕虜たちが原爆死した仲間の遺骨を抱えながら移動している。その際、浪の平の泰（太？）平寺に遺骨を預かってもらったと田島は述べているが（田島1980:100）、銘々票にはそのことは記載されていない。

福岡第2分所の場合も、香焼島から小舟で長崎の竹の久保市営火葬場まで遺体を運んだ。そこでは神官が葬儀を執り行い、仲間の捕虜たちは国歌を歌ったという。遺骨は第14分所同様に第2分所へ持ち帰られた。なお、オランダ兵捕虜であったJ・ピーレーブームは、葬儀後について以下のように証言している。「日本人は仮にそれが敵であろうとも、死者には敬意を表すのだった。われわれが壺を胸に歩いていくと、婦人も子供も出会う日本人すべてが深々と頭を垂れ、通り過ぎるまで立止まっていた。」（田島1980:127）

引き渡し情報がない17人は、必ずしも原爆死した捕虜というわけではない。17人の引き渡しなぜされなかったのか、或いは引き渡されたものの銘々票への記入漏れなのかは不明である。

3) -③収容所以外での死亡者の処遇

東京俘虜収容所本所2人、東京俘虜収容所第6分所1

人、東京俘虜収容所第9派遣所2人は東京都品川区東品川3丁目の東京俘虜収容所付属病室（品川病院）で亡くなっているが、遺骨所在地は各収容所になっている。各収容所から治療のために品川病院に運ばれたものの、亡くなったケースであり、死亡後遺骨は各収容所に戻されたのだろうか。

また、東京第14分所（旧第11派遣所）¹³⁾に収容されていた1人は、1945年7月13日に空襲を受け、神奈川県横浜市鶴見区鶴見町1160の芝浦健康保険病院病室に運ばれた。その後8月4日に死亡し、遺骨は東京第14分所ではなく、東京俘虜収容所本所に運ばれたのち米第8軍給与部 Lt Bryan James に引き渡されている。第14分所の捕虜たちは東芝鶴見工場で使役させられていた。笹本妙子によれば、捕虜が工作中に負傷した場合は、工場の診療所で治療を受けたが、重傷の場合は、工場の許可を得て、会社の病院に送っても良いことになっていたという（笹本2014）。『東芝鶴見病院60年史』（1996:31）にも、「東芝鶴見工場への爆弾投下により、使役中の連合軍捕虜に数名の負傷者が出たため、病院に収容しました。その後、8月5日に軍の命令により、負傷者を転医させました。」との記述がある。

このように、ある収容所に収容されても、その収容所以外で亡くなっている場合もあり、銘々票はその貴重な手がかりを示している。

4) 船舶輸送中

船舶輸送中雷撃を受け行方不明、もしくは船舶遭難により行方不明（埋葬法未記入）になった者は372人、病気で亡くなり水葬された者13人（土水葬との併記1人を含む）、計船舶輸送中に亡くなった方は385人であった¹⁴⁾。

6. おわりに

本稿では、蘭印軍兵士捕虜の死亡者1,507人分の銘々票から読み取れる埋葬方法と墓地に関する分析を行った。例外はあるものの、日本国外の収容所では土葬、国内の収容所では火葬、船舶輸送中は水葬といった結果が見出された。また、埋葬場所（墓地）及びその後の遺骨の引き渡しについて一覧で示した。そして、統計から抽出さ

れた事項について、断片的ではあるものの、それぞれの特徴的な状況を補足的に加筆した。

「銘々票データベース」公開から10年を迎えるが、故人の個人情報を詳らかに世界に発信することへの倫理的な問題は常に付きまとう。遺族の立場を考えれば、一般公開を躊躇う気持ちも理解できる。一方、銘々票への自由なアクセスは、捕虜問題の量的調査を可能にする。そして、銘々票に書かれていること全てが史実通りとは限らないが、量的調査は日本軍の捕虜政策の在り方や限界を俯瞰する一助となる。ここで忘れてはならないのは、量的調査で算出された数字は単なる数字ではないということである。銘々票1枚1枚にそれぞれの苦難の人生が刻まれている。故人への弔意の想いを胸に、彼らの人生から読み取れる最大限の情報を未来へと生かすべく調査・研究していくことが銘々票に携わる研究者の役割だと考える。

本稿は、捕虜問題に関するデータベースを使った量的調査の一つの在り方の提示を試みたところで筆を置くこととする。量的調査から明らかになった統計結果と、質的調査を融合させ、捕虜問題の実相を引き続き考えていきたい。

注) 本稿では引用及び引用に言及する場合は「俘虜」、和暦を、それ以外では「捕虜」、西暦を使用した。また、当時の呼称として「ビルマ」を使用した。また、【リスト】は銘々票に記載通りの表記とした。

参考文献

- ・E・ロマックス、永瀬隆、『陸軍通訳の責任』、私家版、1997
- ・内海愛子、『日本軍の捕虜政策』、青木書店、2005
- ・内海愛子、G・マコーマック、H・ネルソン編、『泰緬鉄道と日本の戦争責任 捕虜とロームシャと朝鮮人と』、明石書店、1994
- ・笹本妙子、「東京第14分所（東芝鶴見工場）」、2014、http://www.powresearch.jp/jp/pdf_j/research/tk14_toshiba_j_2.pdf (30 Nov. 2020)
- ・ジャック・ブーン、「戦争体験記：1942-1945」、1995

<http://powresearch.jp/jp/archive/memoirs/boon.html> (30 Nov. 2020)

- ・ジョン・フレッチャー・クック、『天皇のお客さん』、徳間書店、1971
- ・白戸仁康、『北海道の捕虜収容所』、道新選書、2008
- ・田島治太夫、井上俊治、『煉瓦の壁』、現代史出版会、1980
- ・デビッド・バレット、「戦没者墓地捜索隊」、『2006年8月22日、23日オーストラリアセミナー報告集』、私家版、83-87、2006
- ・東芝鶴見病院、『東芝鶴見病院60年史』、私家版、1996
- ・永瀬隆、「泰緬鉄道とわたし」、『第6回マレー半島ピースサイクル報告集』、私家版、4-11、2006
- ・永瀬隆、『ドキュメント クワイ河捕虜墓地捜索行』、教養文庫、1988
- ・平野宗明、「アジア歴史資料センター、歴史資料デジタル化の一例として」、日仏歴史学会会報、27(0)、62-67、2012
- ・二松慶彦、「泰緬鉄道の話」、三高自昭会編、『神陵文庫』第4巻、72-103、1998
- ・俘虜関係調査中央委員会、「泰、緬甸連接鉄道建設ニ伴フ俘虜使用状況調査」、(永井均編集・解説、『戦争犯罪調査資料—俘虜関係調査中央委員会調査報告書綴』、東出版、1995 所収)
- ・俘虜関係調査中央委員会、「「ビルマ」方面俘虜関係調査報告」、1945 (永井均編集・解説、『戦争犯罪調査資料—俘虜関係調査中央委員会調査報告書綴』、東出版、1995 所収)
- ・俘虜情報局、『俘虜取扱の記録』、1955 (茶園義男、『十五年戦争重要文献シリーズ』、第8集、不二出版、1992 所収)
- ・Benschop, Jan C. *Reisverslay Burma-Siam: 1942-45*. 2004 <http://home.iae.nl/users/benschop/birma.pdf> (30 Nov. 2020)
- ・Michno, Gregory F. *Death on the Hellships*. Naval institute Press, 2001.
- ・Rivett, Rohan. 'Horror of the Hellships'. Hutchinson, Garrie. *Eyewitness: Australians Write from the Front-line*. Black Inc. 131-144, 2005.
- ・Steere, Edward, Boardman, Thayer M. *Final Disposition of World War 2 Dead 1945-1951*. Department of the Army, Office of the Quartermaster General, 1957.

ⁱ POW研究会についてはホームページを参照されたい。
<http://www.powresearch.jp/jp/index.html>

ⁱⁱ データベースは2011年8月15日よりオランダ国立公文書館のウェブサイトにて公開。

<https://www.nationaalarchief.nl/onderzoeken/index/nt00425?searchTerm=> (30 Nov. 2020)

本プロジェクトは、オランダ在住のPOW研究会員である前川佳遠理がプロジェクトリーダーとなり、オランダの国家的プロジェクト「戦争の遺産Erfgoed van de Oorlog」のうちの一つとして採択を受けたものである。詳しくは前川佳遠理、「日本軍占領下『蘭領東インド』の記憶と記録 —オランダにおける『戦争の遺産』の記録化プロジェクト—」、「『歴史評論』739号、68-82、2011年11月を参照されたい。

- iii オーストラリアの場合は戦後受け取りを拒否したため、2012年になって一部が返還されたに留まる。
- iv 『戦争犯罪調査資料』では両方の表記が見られるため「蘭貢野戦俘虜収容所」と「蘭貢俘虜収容所」は同一であると考えられる。なお、これらは軍令下の俘虜収容所であり、ラングーンに軍政下の泰第6分所が開設されたのは1944年3月15日である。

- v 「蘭貢第106兵站病院」のことと思われる。第106兵站病院は1942年4月21日にラングーン大学に開設された。
- vi 英連邦墓地納骨堂については笹本妙子、『連合軍捕虜墓碑銘』、草の根出版会、2004が詳しい。また、銘々票を使った捕虜輸送船関連の死亡者の分析については、POW研究会会員であった故手塚尚による「『銘々票』を用いた英連邦戦死者墓地納骨堂のオランダ人死亡者の調査」『日吉台地下壕保存の会会報』第105号、2012年4月27日（金）、日吉台地下壕保存の会がある。
- vii 後の1945年12月29日に「一般命令125」として承認されている。なお、「一般命令125」では地域司令官のマッカーサーが太平洋における墓地登記機能の責任と権限をAFWESPACの総司令部に与えることも改めて規定している（Steere 1957: 372）。
- viii 銘々票では「東京俘虜収容所第11分所」と書かれていたが記載ミス。
- ix 東福丸船内1人、ハワイ丸船内1人を除く。4) 3) 参照。

【リスト1】日本国外の収容所における埋葬地リストと死者数

国・島	埋葬場所	死者数
〈インドネシア〉 アンボン	アンボン島バトドア村俘虜墓地	4
	アンボン島ワイヤメ墓地	1
北ボルネオ	クチン州クチン市収容所共同墓地	1
ジャカルタ	ジャテンボラ墓地	1
	タムラン墓地	1
	バタンブラン外人墓地	11
	バタビア	10
	タナアバン蘭人墓地	1
ジャワ	アマハイ共同墓地	5
	チマヒ共同墓地	13
	チラチャップ町墓地	2
	スマラン共同墓地	1
	バンドンオランダ人墓地	1
	バンドン市バンドン共同墓地	1
	バンドン市バンド街共同墓地	1
	Bandoeng	1
マラン、スクン白人墓地	1	
スマトラ	コタバル 106 キロ第4収容所墓地	3
	コタバル東北1軒地点コタバル墓地	2
	シンパンアンパ墓地	6
	スングエイグロン収容所墓地	1
	ターダブル 17 キロ墓地	3

	パカンバル 106 キロ第4 収容所墓地	1
	パカンバル 1 軒第3 収容所墓地	1
	パカンバル 21 キロ墓地	1
	パカンバル 23 軒墓地	1
	パカンバル 4 KM 地点東側 100M 第4 収容所新設墓地	3
	パカンバル 4 KM 地点東側 500M 第2 収容所新設墓地	9
	パカンバル 4 キロ第2 収容所墓地	25
	パカンバル新キリスト教墓地	9
	パカンバル白人共同墓地	2
	パダン蘭人墓地	1
	パレンバン第2分所墓地	23
	パレンバン馬來第2分所病院墓地に埋葬	3
	パンオラハライ第一分所俘虜墓地	2
	パカランバライ第2分所第1分遺所 Pangkalan Balai	1
	馬來俘虜収容所第1分所墓地;バンカラバライ? Pangkalan Balai	1
	リオ州シンジヨンジコン郡ムアロ駅西方 500M 第7 収容所墓地	1
	リオ州西方距 13km 地点第6 収容所墓地	1
	リバカイン駅 200m 第5 収容所墓地	1
	Sumatra	1
スラウエシ	マカッサル市共同墓地	7
スラバヤ	ケンバンクニング白人共同墓地	2
	スラバヤ 白人共同墓地	1
	スラバヤ	2
ハルク	ハルク地区カリウ村俘虜墓地	15
フロレス	フロレス島マウメラ西部共同墓地	45
ムナ	ムナ島ラハ村共同墓地	8
〈シンガポール〉	カランジ分室墓地	2
	新チヤンギー墓地	2
	チヤンギー墓地	13
	プロダマリ	1
〈タイ〉	カンチャナブリー墓地	36
	カンニュー墓地	1
	キャンドウ分遺所内墓地	1
	キンサイヨーク墓地	33
	クイエ墓地	83
	クイマン山墓地	12
	クリアンクライ墓地	1
	コンコイター墓地	4
	ターカヌン墓地	34
	ターマカム村墓地	9
	ターマジヤウ墓地	2

死者の扱いと墓地 佐久間

	ターモアン墓地	4
	タヌハン墓地	2
	チョンカイ墓地	47
	トンチャン墓地	4
	ナコンパトン墓地	13
	ナムチョンヤイ村墓地	2
	ナムチョンヤイ墓地	2
	ニーケ墓地	3
	ノンブラドックより泰緬鉄道に沿い 203KM 地点	1
	ノンブラドック起点 213 キロマラトナー	2
	ノンブラドック墓地	23
	ノンブラライ墓地	6
	バンガン墓地	12
	バンヌア第1病院墓地	9
	ヒンダート墓地	13
	ヒンレーム墓地	1
	プラチアキリカン墓地	5
	プランカリー墓地	7
	ボンデーボン墓地	1
	マツトナー墓地	1
	リンソン墓地	1
	リンテン墓地	34
	ワンタキエン埋葬地	1
	ワンポウ墓地	1
	ワンヤイ墓地	13
〈ビルマ〉	アパロン墓地	25
	アンガナン墓地	39
	コンカン墓地	7
	タンズン墓地	2
	タンビザヤ墓地	14
	チャンガラヤ村墓地	7
	パヤトンズ墓地	21
	モールメン フランス病院墓地	6
	ラングーン欧州人墓地	4
	ラングーン、カントンタント墓地	3
	レポー墓地	6
	ロンシイ墓地	1
〈フィリピン〉	マニラ市北墓地	1
〈ベトナム〉	西貢墓地	2
〈台湾〉	大直第2共同墓地	1
	麟洛東門墓地	1
計		820

【リスト2】日本国内の収容所における遺骨引き渡し一覧

遺骨所在地・埋葬地	遺骨数	引き渡し	備考
室蘭市イタンキ火葬場斎場	7	昭和20年9月15日 北海道千歳郡千歳海軍航空隊に於いて連合軍俘虜受領委員長米陸軍法務少佐サターに引渡す	B-1
室蘭市東町イタンキ墓地(土葬)	2		
函館市台町高竜寺	3		
仙台収容所(死亡場所:岩手県釜石市扶桑第601工場第1隧道)	3	昭和20年9月15日岩手県釜石市に於てサイツ少佐に引き渡す	B-1
函館俘虜収容所第3分所	4		
東京俘虜収容所第7分所	1		
仙台俘虜収容所第5分所	1		
東京俘虜収容所第8分所	1		
岩手県上閉伊郡甲子村第2地割153番地1号唄貝公葬地	1	昭和20年9月10日 東京収容所本所において米第8軍給与部 Lt.Bryan James に引き渡す	B-2
函館俘虜収容所第2分所	1		
東京俘虜収容所第6分所(岩手県上閉伊郡甲子村)	1		
東京俘虜収容所本所	3		
東京俘虜収容所第2分所(川崎市扇町)	3		
東京俘虜収容所第3分所	1		
東京俘虜収容所第6分所(福島県石城郡湯本町水の谷)	1		
東京俘虜収容所第8派遣所(栃木県上都賀郡足尾町)	1		
東京俘虜収容所第9派遣所	2		
東京俘虜収容所第11派遣所(神奈川県横浜市鶴見区末広町)	3		
東京俘虜収容所第12派遣所(茨城県日立市)	1		
不明	5		
死亡場所:岐阜県吉城郡阿曾布村和佐保 名古屋俘虜収容所第1分所。遺骨所在地不明。	4	昭和20年9月9日 神奈川県横浜市 米第11遺骨処理係 Lt.Bryan James に引き渡す	B-2
大阪南区谷町重願寺	28	昭和20年10月20日 重願寺において大阪進駐米第1師団 QM.Corps*.1st Lt.GUYEMEN Clarence B. に引渡す *QM.Corps. とは給与部のこと	B-2
新居浜市桜の墓地	7	昭和20年9月13日広島第2分所においてD.A.Capt. TIELENIUS, Kurithof に引き渡す	A
門司市大雄寺墓地	6	昭和20年9月18日門司市大雄寺墓地に於いて108 Graves Reg**. Sgt. Thomas B. Fletcher に引き渡す **108 Graves Reg とは、108部隊墓地登記所のこと	B-2
[八幡市前田皿倉墓地]福岡第3分所収容所内	10	昭和20年9月16日 福岡県小倉市福岡第3分所に於いて Major U.S.A. Dorris Winnifred O に引渡す	A
八幡市前田皿倉墓地	2		
福岡俘虜収容所第3分所	1		

死者の扱いと墓地 佐久間

福岡県遠賀郡水巻町福岡第6分所内	9	昭和20年9月17日 福岡第6分所において Dutch Capt Jong de Cornelis Leendert に引き渡す	A
福岡俘虜収容所第7分所内	8	昭和20年9月20日 福岡第7分所において米軍プライス・ロスコ大尉に引き渡す	A
福岡俘虜収容所第20分所(?)	1		
福岡県嘉穂郡稲築町 共同墓地	3	昭和20年9月20日 福岡第8分所に於て British Capt. William D. に引渡す	
福岡県鞍手郡宮田町 第2鈿共同墓地	7	昭和20年9月19日 宮田町福岡第9分所において British Wing Commandar Matthews Gerald に引き渡す	A
目覚町外人墓地	23	昭和20年9月12日 福岡第14分所に於いて、Dutch 1st Lt. Vink Jacobus M に引き渡す	A
目覚町外人墓地	5	昭和20年9月13日 長崎県香焼村福岡第2分所に於て Capt. U.S.A. Farley John W. に引き渡す	A
大牟田市一橙園墓地	9	昭和20年9月14日 大牟田市福岡俘虜収容所第17分所において Major U.S.A. Scott Robert William に引き渡す	
福岡市藤崎市立共同墓地	1	昭和20年[10月6日] 7月頃 藤崎市立共同墓地において米108部隊 墓地登記所 タルジー中尉に引き渡す	B-2
福岡市藤崎市立共同墓地	1	昭和21年7月頃 藤崎市立共同墓地に於いて米108部隊墓地登記所タルジー中尉に引き渡す	B-2
引き渡し情報なし(目覚町外人墓地)	17		
計	187		

注) 下線は筆者による